

畜舎特例法の運用について

令和 4 年 2 月 16 日
農政部畜産振興課

1 経過

現在、畜舎及び堆肥舎（以下「畜舎等」という。）の建築等に当たっては、建築基準法が適用されているが、畜舎等の利用状況などの経営実態を考慮すると、設備等が過大となっている傾向がある。

このため、国では、畜舎等の建築コストの軽減により、畜産業の競争力強化を図るため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等を可能とする「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」を令和 3 年 5 月に成立し、令和 4 年 4 月 1 日からの制度の運用に向けて準備を進めている。

2 畜舎特例法の概要【参考資料 1】

畜舎等の滞在時間や避難経路等に関する利用方法を定めた畜舎建築利用計画について、知事から認定を受けた場合に限り、従前の建築基準法の技術基準（構造等の基準）を緩和した畜舎特例法に基づいて建築ができる。

○対象となる建築物

畜舎	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜を飼養する施設（乳牛舎、乾乳舎及び分娩舎等） ・搾乳施設及び集乳施設（飼養施設に付随するもの） ・飼養施設、搾乳施設及び集乳施設内にある作業場や飼料、敷料、農業機械の保管等に使用する施設も対象。
堆肥舎	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び柱もしくは壁を有する家畜排泄物の処理又は保管に係る施設 ・堆肥舎内にある作業場や飼料、敷料、農業機械の保管等に使用する施設も対象。

3 緩和内容【参考資料 1】

- (1) 床面積 3,000m²以下の畜舎等については、技術基準に係る申請・審査（従来の建築確認申請）が不要（確認申請費用の低減と認定期間の短縮）
- (2) 屋根の高さ制限を 16m 以下に緩和（間口を大きく設計可能）
（現行：高さ 13m 以下、軒高 9m 以下）
- (3) 基礎の根入れの深さに対する規定が撤廃（基礎工事費の低減）
（現行：根入れ 12cm 以上かつ凍結深度以上）
- (4) 構造計算に用いられる部材の強度に係る安全係数を撤廃（部材費の低減）
（現行：安全係数 0.66）

4 関連規定の整備【参考資料 2】

- (1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例
省令で地域の気候又は風土の特殊性により、必要な制限を条例で付加できるとされており、立地や積雪等を考慮し、安全上及び防火上支障を来さないための制限を付加。
 - ・がけに近接する畜舎等のはがけの高さの2倍以上の水平距離等を保持
 - ・排水の配管設備等の凍結防止に対する努力義務
 - ・積雪や凍結の影響を受けない避難口の確保
 - ・消火活動等に支障がないよう、敷地内への出入口に一定の幅を設けること
- (2) 北海道農政部手数料条例
審査に要する時間及び事務経費に基づき設定
 - ・利用基準審査手数料（10,000 円）及び技術基準審査手数料（149,000～706,000 円）

5 今後のスケジュール

- （・令和 3 年 11 月 22 日～12 月 21 日 条例のパブリックコメントの実施）
- ・令和 4 年 1 月下旬 第 1 回北海道議会定例会に条例案を提出
- ・令和 4 年 4 月 1 日 法律及び条例施行

畜舎特例法の基準等に係る 省令の概要

2022年1月
農林水産省

1. 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和3年5月19日公布)のポイント

1. 目的【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画(「畜舎建築利用計画」)の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する建築基準法の特例を定め、もって畜産業の振興を図ることを目的とする。

2. 対象となる畜舎等【第2条第1項、第3条】

- ・ **畜舎**(搾乳施設を含む)又は**堆肥舎**【第2条第1項】
- ・ **市街化区域・用途地域外**の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、**高さ16m以下の平屋**で居住のための居室を有さず【第3条第3項第2号】、**建築士が設計したもの**【第3条第3項第3号】を対象とする

3. 対象となる建築行為【第2条第2項】

対象とする「建築等」は、畜舎等の**新築、増築、改築**及びその構造に変更を及ぼす行為とする【第2条第2項】

4. 技術基準・利用基準の遵守【第2条第3項・第4項、第7条】

・ 「**利用基準**」とは、畜舎等の利用の方法に関して**省令**で定める、

- ① 畜舎内の**滞在時間等**の制限
- ② 畜舎内の**整頓**などによる**避難経路**の確保
- ③ 例えば、**避難訓練**など**災害の防止・軽減措置**をいう

【第2条第4項】

・ 「**技術基準**」とは、畜舎等の**敷地・構造・建築設備**について**省令**で定める、

- ① 継続的に畜産経営を行う上で、**利用基準と相まって、安全上**等について**支障がない基準**
- ② **都市計画区域等**の畜舎等にあつては、**建蔽率**等について**支障がない基準**等をいう【第2条第3項】

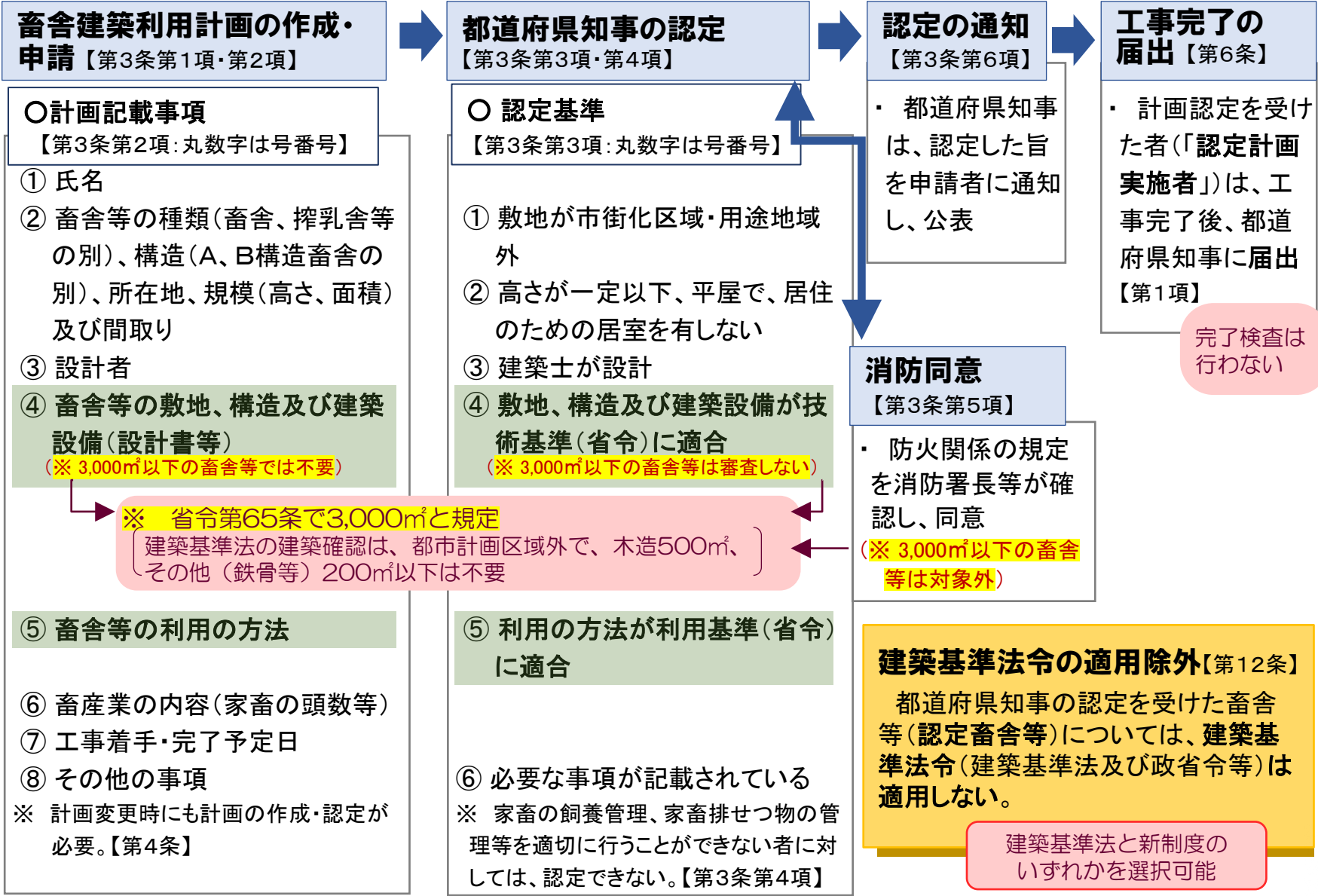
・ 畜舎等は、**技術基準に適合するものでなければならない**【第7条第1項】

・ 畜舎等は**利用基準に従って利用しなければならず、用途を変更してはならない**【第7条第2項・第3項】

● 本法律は、**構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、畜舎の利用方法等に関する利用基準と畜舎の構造等に関する技術基準を組み合わせることにより、両者が相まって畜舎の安全性を担保するもの。**

● **利用基準と技術基準の組み合わせは、省令で規定。**
A構造畜舎：【簡易な利用基準(宿泊しない等)】+【建築基準法と同等の技術基準】
B構造畜舎：【標準的な利用基準】+【建築基準法より緩和された技術基準】

2. 計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ



3. 畜舎及び堆肥舎の定義

(1) 畜舎の定義 (農林水産省令第1条)

- 家畜を飼養する施設（乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等）
- 搾乳施設
- 集乳施設（飼養施設に付随するもの）
- 飼養施設、搾乳施設若しくは集乳施設に附属する門又は塀
- 飼養施設、搾乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う

(2) 堆肥舎の定義 (農林水産省令第2条)

- 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（袋詰めされた堆肥等の製品化したもののみを保管する倉庫は家畜排せつ物の保管行為に当たらないため該当しない。また、発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない）
- 上記の堆肥舎に附属する門又は塀及び堆肥舎の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う

4. 対象となる畜舎等の高さ

現状

建築基準法の告示（特定畜舎）の畜舎
の高さ

高さ： 13m以下

軒高： 9m以下

畜舎の特性

- ・ 採卵鶏経営では、規模拡大により飼養ケージが直段式に高くなる傾向にあり、高さ基準の緩和を求める声
- ・ 規模拡大の進展により、畜舎内でダンプカーにより荷下ろしすることも想定されるが、メーカーによるとダンプ時の高さは9.6mに到達

新法の基準

新法の対象となる畜舎の高さ

高さ： 16m以下

（軒高は設定しない）

（省令第4条第2号）

※ 改正された建築基準法第21条の考え方と同様の高さとし、軒高の制限を行わない。

5. 技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

現状

建築基準法における建築確認不要な面積

(都市計画区域等外)

木造	: 500m ² 以下
木造以外	: 200m ² 以下

畜舎の特性

- ・ 平屋でシンプルな構造であるため、建築士が設計すれば基本的に安全性は確保されると考えられる。
- ・ 機械化等により規模拡大が進んでいる酪農畜舎の大宗（8割）が含まれる面積が約3,000m²。
- ・ 畜種により畜舎の構造に大きな違いはない。

新法の基準

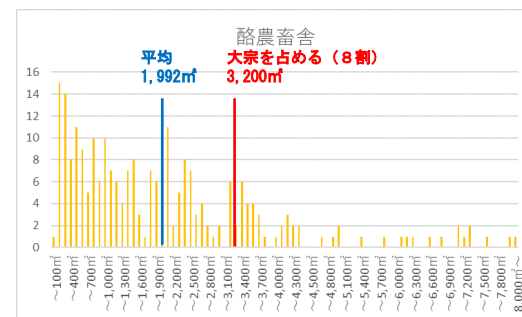
畜舎建築利用計画における技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

(市街化区域・用途地域外)

木造、その他の区別なく
3,000m²以下

(省令第65条)

- ※ 3,000m²を超える木造建築物は耐火構造にしなければならない等の防火上の措置を講ずる必要があり、これを超える面積の畜舎等は審査が必要



6. 基礎に係る基準緩和

現状

建築基準法における基礎に係る告示において、基礎の根入れの深さは、基礎の底部を密実で良好な地盤に達したものにしない場合は、12センチメートル以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとすること等とされているところ。

畜舎の特性

- ・ 畜産主産地である北海道など冷涼な地域では、凍結深度が1mになるなどにより、基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。
- ・ 畜舎としての使用に支障が生じないのであれば、凍上による床や柱への一定の損傷は許容できるとの意見

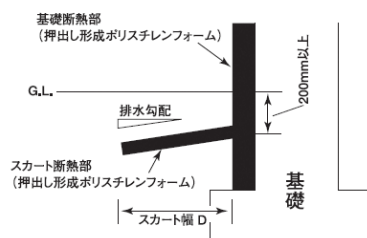
新法の基準

新法において、畜舎等の基礎に係る深さの規定は設けない。

(省令第17条)

※ なお、一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

スカート断熱工法



凍上現象のひどい地域の畜舎や堆肥舎でも、数力所の実験・検証の結果より、断熱材の地中埋め込み深さ200mm以上、スカート幅600mm程度のスカート断熱工法を採用することで、凍結深度の緩和が可能で、安価となります。

ただし、土間部分から冷気が土中に入らないよう、敷きわらや家畜の十分な飼養密度を保つなどの必要があります。

7. B構造畜舎

現状

建築基準法では、構造計算に用いる材料（木材、鋼材等）の短期許容応力度には、安全係数が組み入れられている。

例えば、木材の強度がFであるのに対し、短期許容応力度は $2/3F$ という数値を使うよう規定。（つまり、 $1/3$ が安全係数。）

また、建築基準法では、幅厚比及び径厚比を規定しており、告示で定められた特定畜舎にも適用。

畜舎の特性

- ・ 新法は、技術基準と利用基準が相まって畜舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。
- ・ 幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に適用するのは過剰との意見。

新法の基準

新法におけるB構造畜舎については、短期許容応力度に材料強度等の数値を用いる。

（省令第9条～第11条）

（木材、鋼材、コンクリートの許容応力度の規定内容については次ページ）

幅厚比及び径厚比の規定は畜舎には適用しない。

（省令第8条）

なお、B構造畜舎は、畜舎内安全確保のため、畜舎の屋根にはプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料でなければならない。

（省令第18条第2号）

(参考1) B構造畜舎の各部材の短期許容応力度

建築基準法施行令による規定

木材

(繊維方向)

圧縮	引張り	曲げ	せん断
$2F_c/3$	$2F_t/3$	$2F_b/3$	$2F_s/3$

鋼材

種類		圧縮	引張り	曲げ	せん断	
炭素鋼	構造用鋼材	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。				
	ボルト					黒皮
						仕上げ
	構造用ケーブル					
	リベット鋼					
鋳鋼						
ステンレス鋼	構造用鋼材					
	ボルト					
	構造用ケーブル					
鋳鉄						

畜舎特例法の省令による規定

圧縮	引張り	曲げ	せん断
F_c	F_t	F_b	F_s

種類		圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・六五倍とする。			
	ボルト	黒皮	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。		
		仕上げ			
	構造用ケーブル				
	リベット鋼				
鋳鋼					
ステンレス鋼	構造用鋼材				
	ボルト				
	構造用ケーブル				
鋳鉄					

種類	圧縮	引張り	
		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼	F	F	F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五)
異形鉄筋	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線	F	F	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網	—	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F

種類	圧縮	引張り	
		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼	$1.1F$	$1.1F$	F (当該数値が二九五を超える場合には、二九五)
異形鉄筋	$1.1F$	$1.1F$	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線	$1.1F$	$1.1F$	F (当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網	—	$1.1F$ (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F

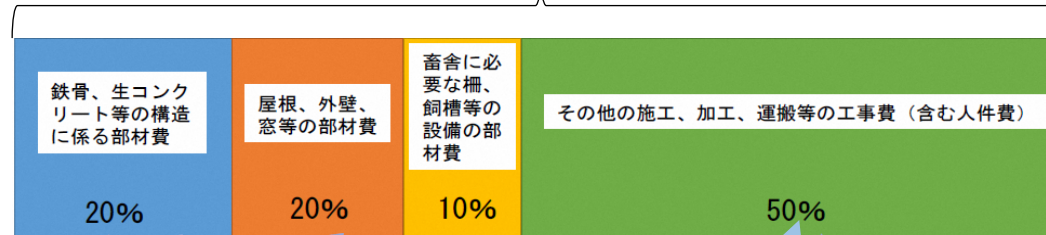
圧縮	引張り	せん断	付着
長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍 (Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			

圧縮	引張り	せん断	付着
長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の三倍 (Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、主務大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値) とする。			

(参考2)コスト削減

建築された畜舎の事例を基にした建築工事費内訳イメージ

畜舎建築工事費 約1億3千万円 (畜舎面積 約1,800㎡)



構造基準を見直した場合にコスト削減可能な費目

畜舎の構造そのものを変更 (例: 一般の畜舎を膜構造畜舎に変更) した場合にコスト削減可能な費目

コスト削減試算

【部材の強度】

部材の強度に設けられている安全係数等を新法では設定せず、部材の強度を満度に活用。

【基礎の根入れ深さ】

土地が凍結する地域において、基礎を凍結深度以深にすること等を新法では求めない。

【木材】 使用量 3割削減可能
→ 建築工事費の 3~6% 削減可能

【鉄骨】 使用量 1割削減可能
→ 建築工事費の 1~2% 削減可能

【基礎】
→ 建築工事費の 1~3% 削減可能

⇒ 合計で建築工事費の 2~9% 削減可能

膜構造畜舎等

○ 畜舎の建築コストを大きく削減するためには、畜舎の構造そのものを見直し、部材が軽量の膜構造畜舎等を建築することが有効。

○ 諸外国の部材で、JIS規格に適合していないものは原則、国土交通大臣の認定を受ける必要。

○ 新法では、JIS規格でない部材等で、諸外国で安全性が証明されているものは、使用を認める方向。

○ 海外部材による軽量の膜構造畜舎が可能となり、コストを大きく削減可能。



8. 利用基準

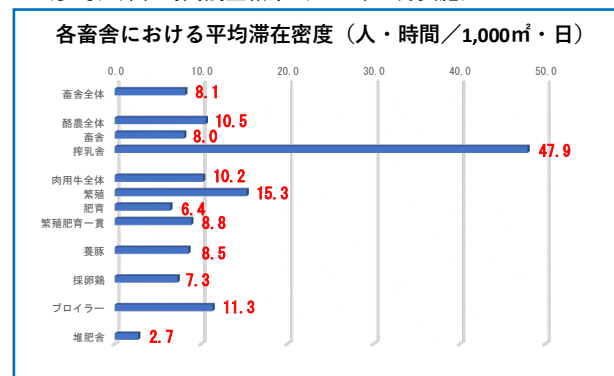
利用基準

(省令第63条)

- 一 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が畜舎等の床面積に応じ次の表に掲げる数値以下であること。(A構造畜舎を除く)

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0㎡ ～1,000㎡	8時間・人	4人
1,000㎡超 ～2,000㎡	16時間・人	8人
2,000㎡超 ～3,000㎡	24時間・人	12人
3,000㎡超 ～	32時間・人	16人

(参考) 滞在時間調査結果 (R2年7月実施)



- 二 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が0であること。
- 三 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。
- 四 二以上の避難口が特定されていること。
- 五 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保管すること。(A構造畜舎を除く)
- 六 A構造畜舎にあつてはA構造畜舎であること(B構造畜舎も同様)を当該畜舎等の見やすい場所に標示すること。
- B構造畜舎は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。

9. 防火に係る通路の取扱

現状

木造で延べ面積が3,000㎡を超える建築物は、耐火構造等とするか、壁等※によって3,000㎡以内に区画しなければならない。

※壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の防火設備

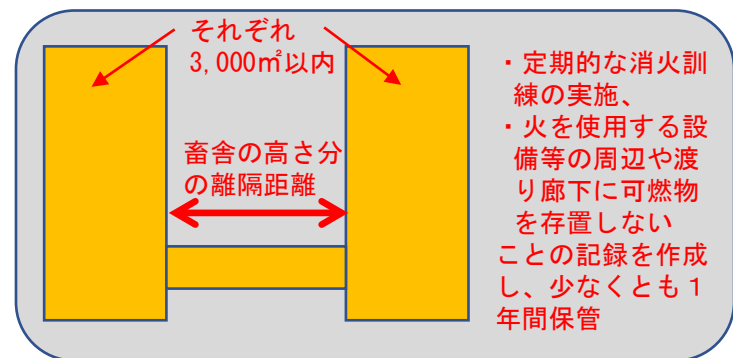
畜舎の特性

- ・近年、豚熱等の家畜伝染病が蔓延し、疾病防止の観点から、畜舎間の移動は屋外から遮断された通路等が利用される。
- ・養豚経営は規模拡大が進み、生育ステージごとに畜舎を移動して飼養するが、畜舎間を通路でつなぐと3,000㎡を超過し、耐火構造等とする必要。
- ・養豚においては、ふん尿に含まれるアンモニアによる腐食のため、畜舎を鉄骨造とすることが難しく木造が一般的

新法の基準

- ① 渡り廊下によって隔て、隔てられた畜舎をそれぞれ3,000㎡以内とし、
- ② 畜舎等の間に延焼防止上有効な空地（畜舎等の高さだけの離隔距離）を確保し、**（省令第19条）**
- ③ 定期的な消火訓練、ボイラー等の設備の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことの記録を作成し、少なくとも1年間保管する
（省令第63条第7号）

等の場合には、床面積が3,000㎡を超えることが可能。



10-1. 手続

申請者

畜舎建築利用計画の作成

- 主にチェックボックス形式
- オンライン申請可

【記載事項】

- ① 申請者の氏名
- ② 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
- ③ 設計者の氏名・建築士資格
- ④ 畜舎等の敷地・構造・建築設備
- ⑤ 利用の方法 3000㎡以下は不要
- ⑥ 畜産業の内容
- ⑦ 工事の着手予定日・完了予定日
- ⑧ 関係法令の遵守状況 等

畜舎建築利用計画
○○県知事
氏名○○

- 1 申請者の氏名 ()
- 2 畜舎等の種類

- 飼養施設
- 搾乳舎
- 集乳施設
- 堆肥舎
- ...

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

- 時から○時までの間、睡眠する者の数が零である。
- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

申請者

民間機関による事前審査可 (都道府県の判断)

畜舎等の敷地・構造・建築設備が認定基準④の技術基準に適合していることについて、事前に民間機関に審査を申請可能(都道府県の判断による)。

民間機関の事前審査を受けた場合、都道府県知事による④技術基準に適合していることの審査は省略可能。

都道府県

都道府県知事の認定

- オンライン申請の場合はメールで申請の通知を受信

【認定基準】

- ① 敷地が市街化区域・用途地域外
- ② 高さが16m以下、平屋で、居住のための居室を有しない
- ③ 建築士が設計 3000㎡以下は不要
- ④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準(省令)に適合
- ⑤ 利用の方法が利用基準(省令)に適合
- ⑥ 関係法令を遵守しているか 等

○ 認定しない場合の例

- ・ 居住のための居室(寝室等)がある
- ・ 利用の方法(チェックボックス)の記載が適切でない
- ・ 建築士の資格と畜舎等の規模が一致しない
- ・ 家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法又は環境関係法令に違反し、是正の見込みがない 等

都道府県

認定の通知

- 認定した旨の通知(オンライン申請の場合はオンラインでの通知)
- 公表(都道府県のHP等)

申請者

工事着工

工事完了の届出

- 3000㎡以下・届出書
- 3000㎡超・届出書・各工程の写真を都道府県知事に提出

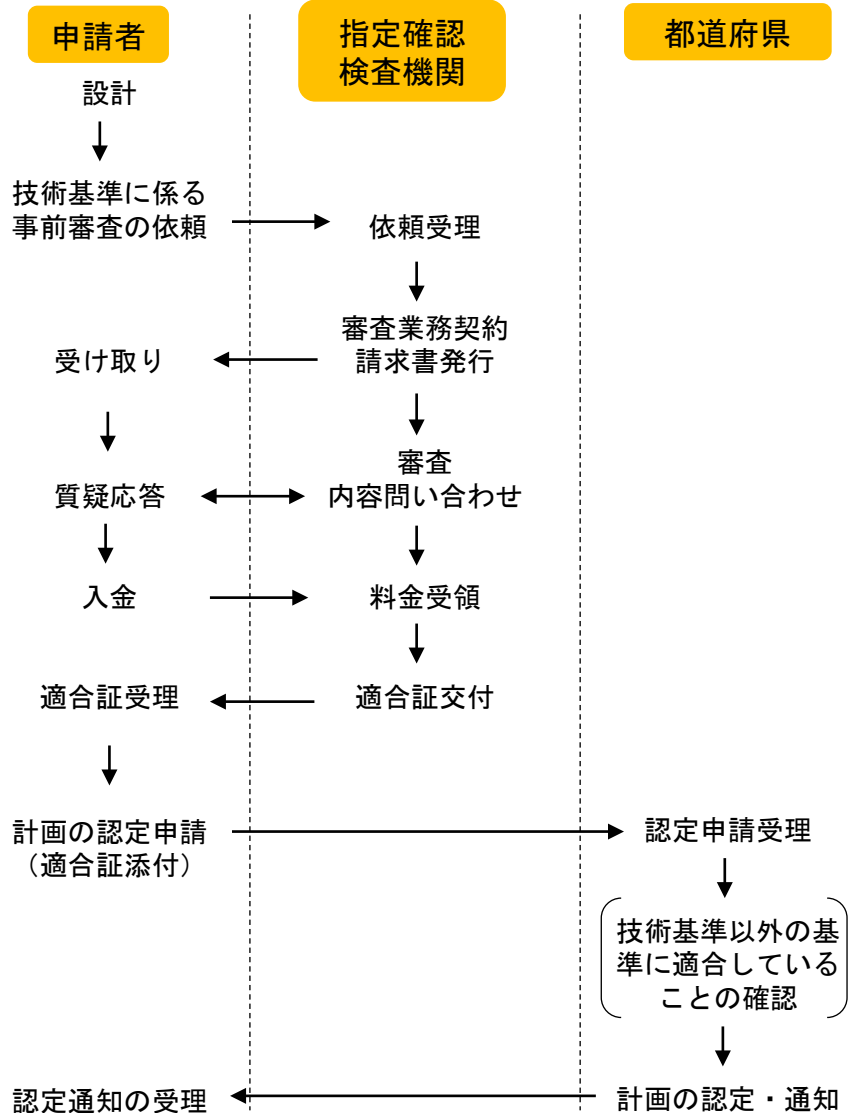
10-2. 手続(指定確認検査機関による技術基準審査の例)

(都道府県との契約内容により異なる場合があります)

指定確認検査機関等による任意の事前審査

(省令第64条第1項・第2項)

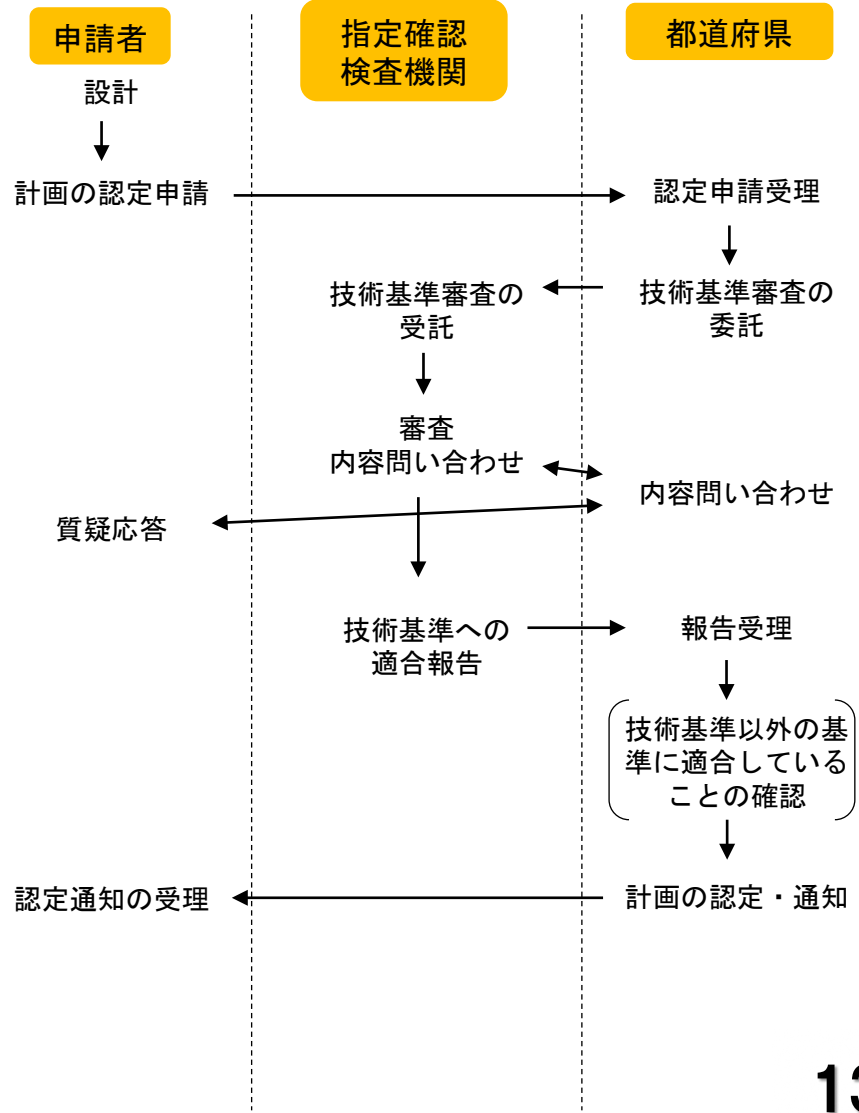
※現在の長期優良住宅制度の技術的審査と同様の流れ



都道府県知事から技術基準審査の全部又は一部委託

(省令第67条)

※委託を行うかについては都道府県の判断による



(参考3)その他の規定振り(単体、集団規定)

○単体規定 一部緩和

【緩和する規定】→ 書き下し

- ・許容応力度の規定例(案)
(木材)

第九条 木材の繊維方向の許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によらなければならない。

- 一 A構造畜舎等 建築基準法第八十九条第一項本文に規定する数値。この場合において…(必要な読替規定)。
- 二 B構造畜舎等 次の表の数値

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
1. 1 F c / 3	1. 1 F t / 3	1. 1 F b / 3	1. 1 F s / 3	F c	F t	F b	F s

この表において、F c、F t、F b及びF sは、建築基準法施行令第八十九条第一項の表に規定する基準強度又は木材の種類及び品質に応じて主務大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

【緩和しない規定】→ 建築基準法を引用

- ・建築設備の規定例(案)
(給水、排水その他の配管設備の設置及び構造)

第三十二条 畜舎等に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までの規定に適合するものでなければならない。

○集団規定(都市計画区域等内の畜舎等に関する制限) 緩和しない

- ・建蔽率、高さ制限、接道等の規定 → 建築基準法を引用

- ・建蔽率の規定例(案)
(畜舎等の建蔽率)

第四十五条 畜舎等の建蔽率は、建築基準法第五十三条第一項第六号に定める数値を超えてはならない。

11. 今後のスケジュール

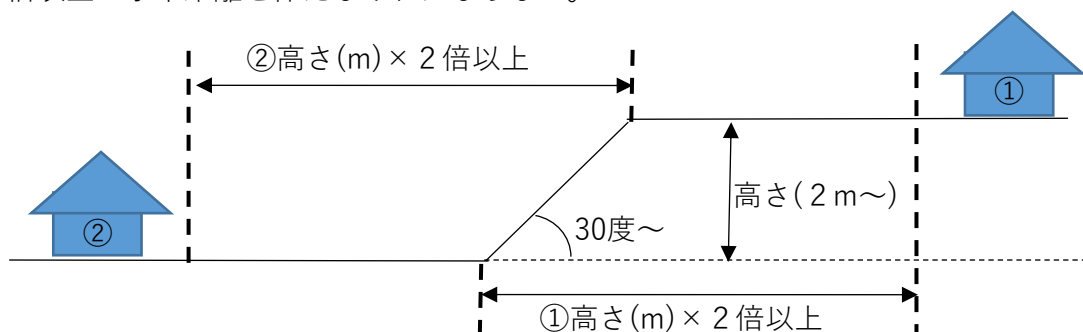
12月	令和 4年 1月	2	3	4
省令の公布 12/16		農業者・建築士・団体への説明 Q & Aの作成 都道府県の体制整備		畜舎特例法施行 4/1

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例で定める内容

- ・ 畜舎建築利用計画の認定に当たっては、省令で定める基準に適合する必要があるが、技術基準について、条例で安全上等必要な制限を付加することができることとされている。
- ・ 道では、畜舎等に係る立地や積雪等を踏まえた安全上等の理由から、次の5項目について条例で定める（現在、畜舎等の建築等に対して付加されている北海道建築基準法施行条例と同等の制限を付加する。）。

1 崖付近の畜舎等（崖と畜舎等の水平距離）

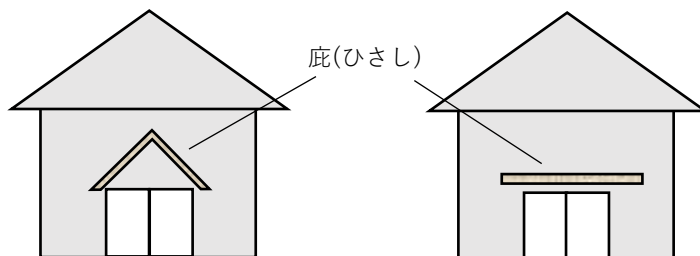
高さが2メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。）に接し、又は近接する敷地に畜舎等の建築等をする場合にあっては、当該畜舎等の外壁面と崖との間に、崖上にあつては崖の下端から、崖下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。



省令では、崖崩れ等による被害を受けるおそれのある場合に擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならないという規定があるが、水平距離の保持の規定はないため、人命、畜舎等の安全の確保のため定めるもの。

2 避難口の構造

多雪区域内においては、畜舎等に設ける屋外への避難口は、積雪、凍結等によって避難に支障を来すことのない構造としなければならない。



省令では、2以上の避難口が特定されていることという規定があるが、その構造に関する規定はないため、冬季間の避難経路の確保のため定めるもの。

3 排水設備の凍結防止

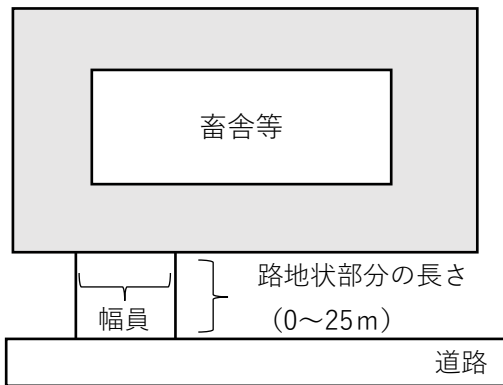
畜舎等に設ける排水の配管設備（し尿浄化槽を含む。）は、必要に応じて、凍結しないための措置が講じられたものでなければならない。

（例：地中に配管を設置、防寒材等を巻き付ける、流水し続ける構造とする 等）

省令では、排水の配管設備の防凍の規定がないため、冬季間の凍結防止のため定めるもの。

4 敷地の形態（路地状部分の幅員）

都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする畜舎等の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、その路地状部分の長さに応じた数値以上としなければならない。



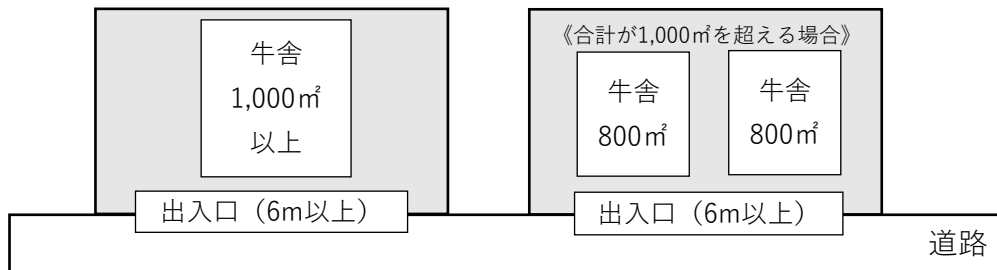
路地状部分の長さ	幅員
15m以下の場合	2 m以上 (3 m以上)
15mを超え25m以下の場合	3 m以上 (4 m以上)
25mを超える場合	4 m以上

※括弧内は、畜舎等の床面積が200㎡を越える場合

省令では、路地状部分の幅員の規定がないため、災害時の避難経路の確保や消防・救急車両の通行・活動のため、路地状部分の長さに応じた幅員を定めるもの。

5 敷地と道路との関係（接道条件）

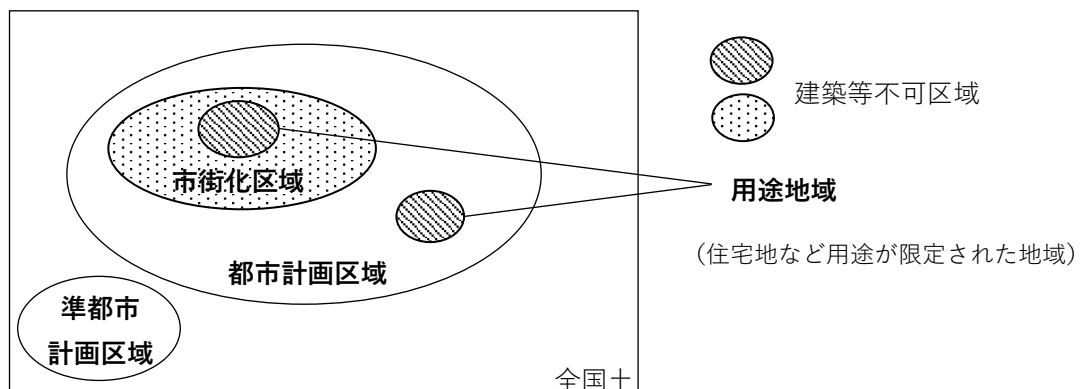
都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする畜舎等（床面積（同一敷地内に2以上の畜舎等がある場合においては、その床面積の合計）が1,000㎡を超えるものに限る。）の敷地は、道路に6 m以上接しなければならない。



省令では、畜舎等の敷地は道路に2 m以上接しなければならないという規定があるが、大規模畜舎等における災害時の避難経路の確保や消防・救急車両の通行・活動、雪による道路との接道幅の減少を考慮し、6 m以上とするもの。

（参考）畜舎等の建築等が可能な区域

都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域以外に建築等が可能



※市街化区域：優先的に市街化を図る区域

都市計画区域：総合的に整備等をする必要がある区域

準都市計画区域：将来的な整備等に支障が無いよう設定された区域

畜舎建築特例法に係る認定審査スキーム【案】

